

議案第12号

令和3年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和3年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	大門下野田特定土地区画整理事業	88,506